

海事産業強化法の施行状況について

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律 国土交通省

(令和3年5月14日成立、5月21日公布、①は8月20日施行、②の「新技術の導入促進」は11月20日施行)

背景・目的

- 中韓における主要造船所の経営統合など競争環境が厳しい中、我が国造船業の事業基盤強化が急務。
- 燃費性能に優れた船舶等の導入等による外航海運業の競争力強化も不可欠。そのような船舶の導入は新造船発注喚起にも寄与。
- 内航の若手船員の定着に向けた働き方改革、経営力・生産性の向上が不可欠。
- 海事局所管の6本の法律を同時に改正し、造船、海運及び船員の基盤強化を一体的に措置。

➡ 造船・海運分野の競争力強化等の部分については令和3年8月20日に施行。「新技術の導入促進」は同年11月20日施行。「船員の労務管理の適正化」及び「内航海運の取引環境改善、生産性向上」は一部を除き令和4年4月1日施行予定。

法律概要

①造船・海運分野の競争力強化等

造船

- 事業基盤強化計画の認定制度
 - 大臣認定を受けた計画に基づく生産性向上や事業再編等を支援

長期・低利融資、税制の特例 等

海運 (外航・内航)

- 特定船舶導入計画の認定制度
 - 大臣認定を受けた計画に基づく特定船舶(安全・環境・省力化に優れた高品質な船舶)の導入を支援

長期・低利融資、税制の特例 等

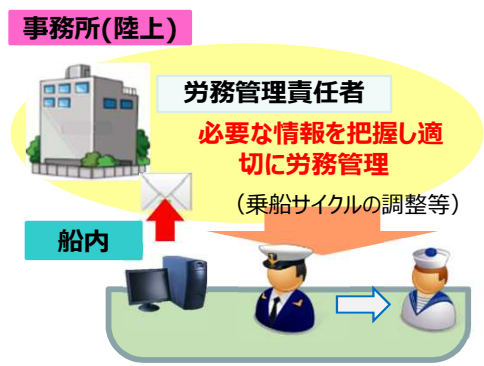
- 外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収



②船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等

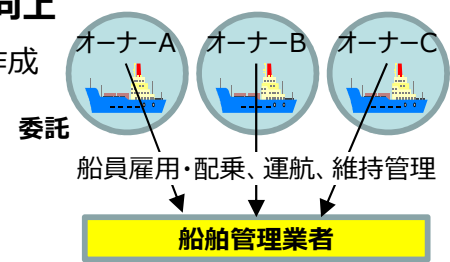
船員

- 船員の労務管理の適正化
 - 労務管理責任者の選任
 - 労務管理責任者の下での船員の労働時間等の管理
 - 労働時間等に応じた労務管理



内航海運 等

- 内航海運の取引環境改善、生産性向上
 - 船員の労働時間に配慮した運航計画作成
 - 荷主への勧告・公表
 - 船舶管理業の登録
- 新技術の導入促進
 - エンジン等の遠隔監視による検査合理化



- 2021年5月、**海事産業強化法**が成立し、造船・海運分野は8月20日施行。
- **造船事業者**による**事業基盤強化**、**海運事業者**による**安全・環境に優れた船舶導入**の計画を**認定**し、**長期低利融資**や**税制等**により、**造船・海運**の両輪での**好循環を創出**。

造船事業者

事業基盤強化計画

＜生産性向上・事業再編＞



事業再編や
低・脱炭素船対応等

好循環を創出

海運事業者

特定船舶導入計画

＜造船の発注喚起＞



LNG燃料船等の導入

☆ 長期・低利融資

- ☆ 税制の特例措置
- ☆ 計画の作成支援

- ☆ 税制の特例措置
- ☆ 内航船の建造支援

海事産業強化法に基づく造船事業者の計画の認定状況

■ 2021年9月14日認定

大島造船所	長崎県西海市、長崎市
川崎重工業	兵庫県神戸市 香川県坂出市
三浦造船所	大分県佐伯市

ジャパン マリン ユナイテッド	神奈川県横浜市 三重県津市 京都府舞鶴市 広島県尾道市 広島県呉市 熊本県長洲町
--------------------	---

■ 2021年11月30日認定

今治造船グループ 今治造船 岩城造船 しまなみ造船 あいえす造船 多度津造船 新笠戸ドック 南日本造船	愛媛県今治市 愛媛県西条市 香川県丸亀市 広島県三原市 愛媛県上島町 愛媛県今治市 愛媛県今治市 香川県多度津町 山口県下松市 大分県大分市
名村造船所グループ 名村造船所 佐世保重工業 函館どつく	佐賀県伊万里市 長崎県佐世保市 北海道函館市 北海道室蘭市

新来島どつくグループ 新来島どつく 新来島波止浜どつく 新来島広島どつく 新高知重工 新来島豊橋造船 新来島サノヤス造船	愛媛県今治市 愛媛県今治市 広島県東広島市 高知県高知市 愛知県豊橋市 岡山県倉敷市 大阪府大阪市
福岡造船グループ 福岡造船 臼杵造船所	福岡県福岡市 長崎県長崎市 大分県臼杵市
内海造船	広島県尾道市
三菱造船	山口県下関市
旭洋造船	山口県下関市

■ 2022年1月19日認定

佐々木造船	広島県大崎上島町
-------	----------

本瓦造船	広島県福山市
------	--------

海事産業強化法に基づく事業基盤強化計画の造船所の取組み

デジタル・設備高度化

カーボンニュートラル

新事業・連携/再編

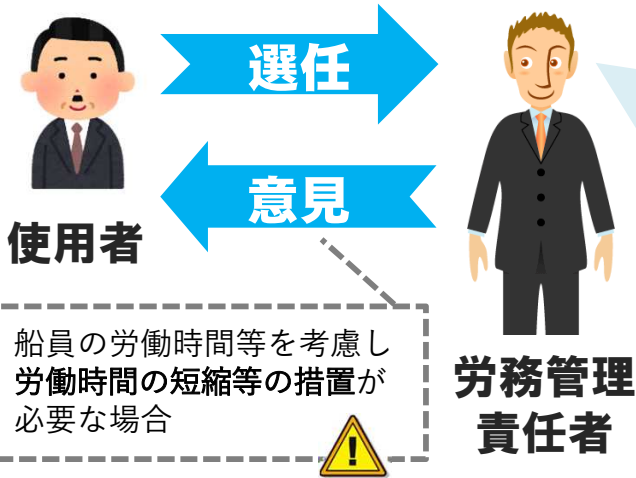
	デジタル・設備高度化	カーボンニュートラル	新事業・連携/再編		
川崎重工業		水素燃料船			
新来島グループ	デジタル化	タンク内製化			
今治造船グループ		タンク内製化*	アンモニア	両社連携 (日本シッパード) NSY 営業・開発・機能設計の一元化 + 生産設計時のシステム連携	
JMU			アンモニア		
名村造船所グループ		新たな生産設備導入	LNG燃料船	修繕事業拡大	
三菱造船				自動運航船等	
大島造船所			風力推進船	洋上風力*	大規模工場の取得 (三菱重工業 長崎香焼工場)
福岡造船グループ					グループの一体運営化 (2社3造船所)
内海造船				洋上風力	
佐々木造船			LNGバンカリング船		
本瓦造船			省内航船		
旭洋造船					
三浦造船所					

- ❑ 船員法改正により、船舶所有者（使用者）が選任する労務管理責任者の下で、船員の労働時間の状況を把握し、各船員の状況に応じた適切な措置（例：労働時間の短縮等）を講ずる仕組みを構築し、船員の労務管理の適正化を図る。
- ❑ そのほか、健康検査の結果を通じて船員の健康状態を把握し、必要な就業上の措置を講ずる仕組みを構築するとともに、産業医やストレスチェックの制度を導入し、船員の健康確保を図る。

法改正事項

船員の労務管理の適正化

【R4.4.1 施行】



- ・ 労務管理記録簿の作成・備置き
- ・ 船員の労働時間の状況の把握
- ・ 船員の健康状態の把握
- ・ 船員からの職業生活に関する相談

労働時間規制の範囲の見直し

【R5.4.1 施行】

当直の引継ぎや操練を労働時間規制の対象に



船員の健康確保

【R5.4.1 施行】

○全ての船舶所有者

健康検査の見直し

○常時50人以上船員を使用する船舶所有者

- ・ 産業医による健康管理等
- ・ 過重労働者への面接指導
- ・ ストレスチェック



多様な働き方の推進等

【随時実施】

各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

船員の働き方改革に係る船員法等施行に向けた取組

改正内容の周知

- ・ 事業者向け説明会の開催
(船員法・内航海運業法。延べ2000人が参加)
- ・ 特設webページの開設
- ・ Youtube動画の作成



社内の基本ルールの整備

- ・ 船員モデル就業規則の公表
→ 既に作成している事業者：就業規則のアップデート
作成義務のない事業者：社内規程の整備
に活用可能



労働時間の範囲の明確化

労務管理体制の整備

- ・ 労務管理適正化ガイドラインの公表
(予定) ※

※一旦、案として公表済



労働時間管理の電子化

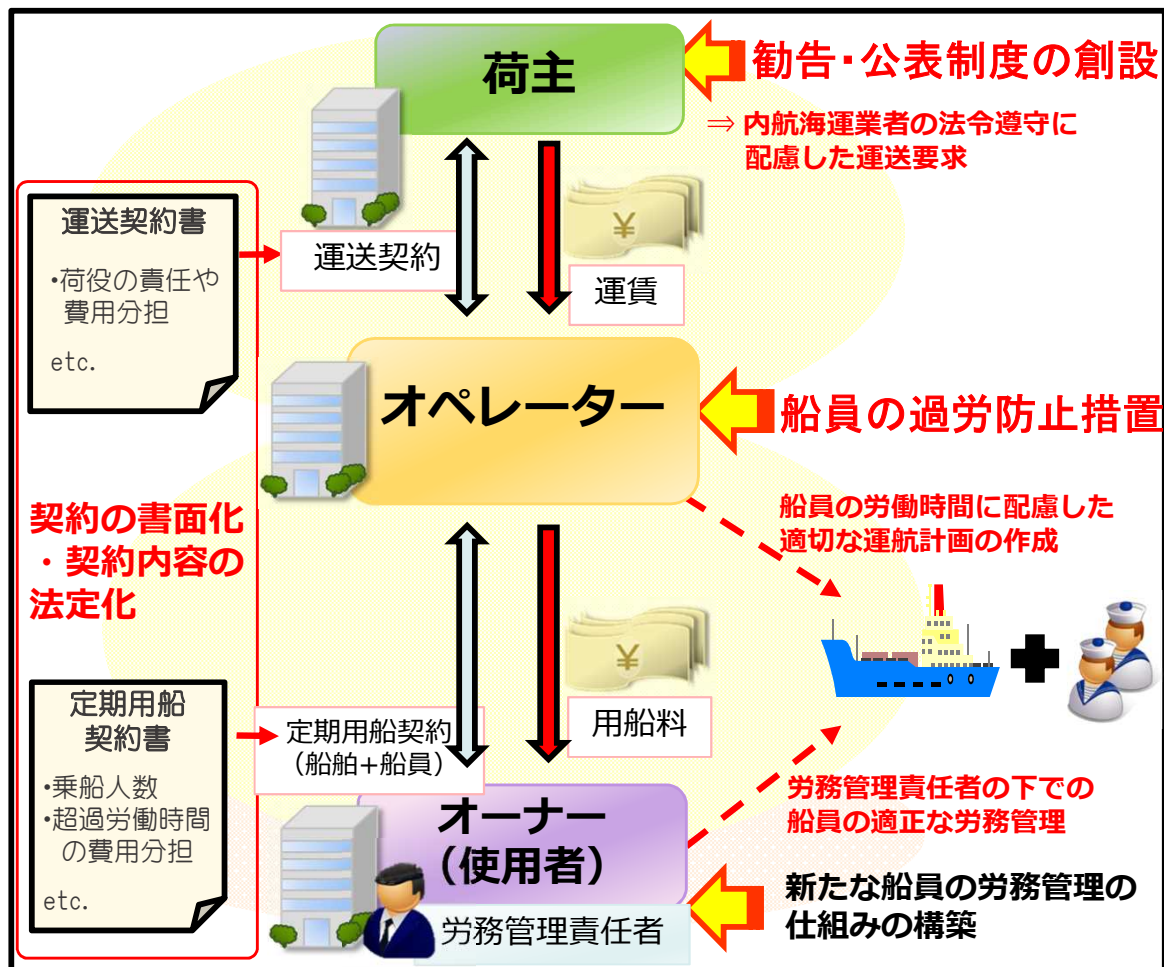
- ・ 労務管理記録簿 Excelマクロデータの無償配布
- ・ 労働時間管理システムの開発支援



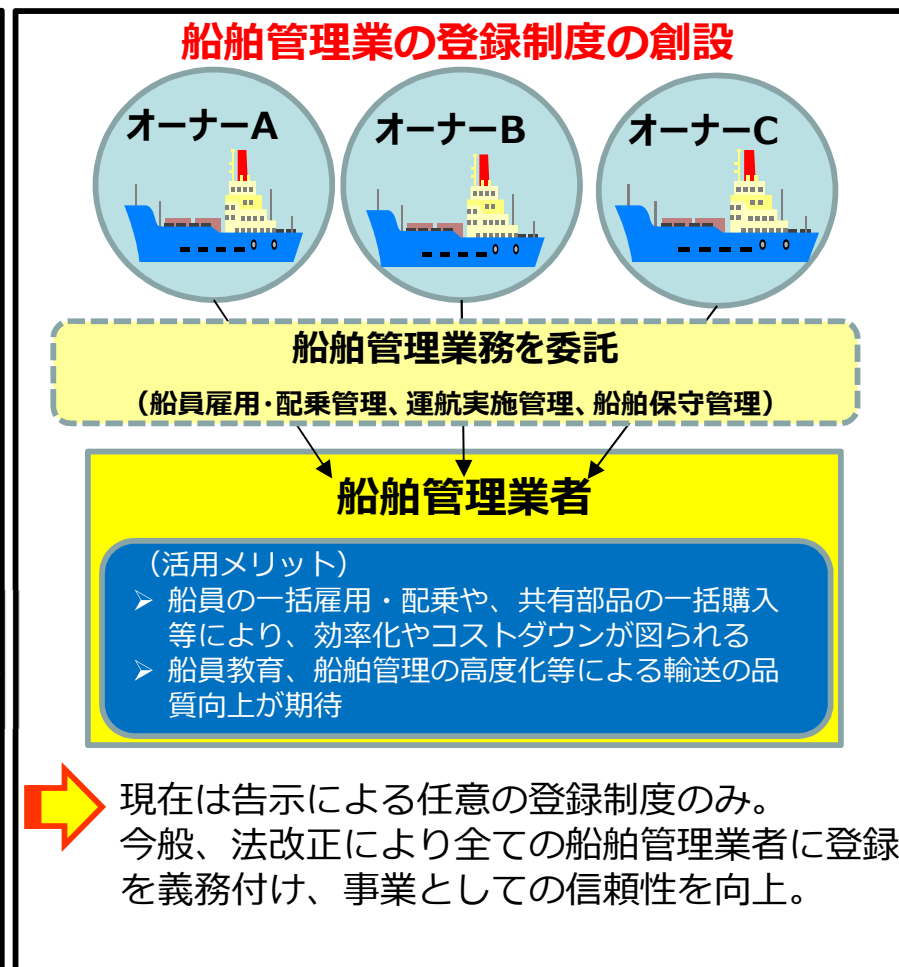
今後、さらなる取組として
船舶所有者からオペレーターへの意見陳述に関する手引きの作成、労務管理責任者講習の認定等も予定

- オペレーターに対し船員の労働時間に配慮した適切な運航計画の作成を義務付けるとともに、荷主勧告・公表制度を創設する等により、荷主に対しオペレーターの法令遵守への配慮を求め、船員の過労防止を図る。また、契約書面を法定化し「見える化」することで、適正な運賃・用船料の收受につなげる。
- オーナーの主業務である「船舶の保有(所有)」と船員雇用・船舶保守等の「船舶管理」のうち、「船舶管理」の業務を受託して行う船舶管理業者に係る登録制度を創設。船舶管理業者の信頼性向上により普及を促進することで「船舶管理」の効率化とコストダウンを図り、内航海運業の生産性を向上させる。

＜荷主やオペレーターとの取引環境の改善＞



＜船舶管理業者の活用促進＞



本懇談会の開催趣旨

- 海事局では交通政策審議会海事分科会基本政策部会におけるとりまとめ（令和の時代の内航海運に向けて）を踏まえ、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上、取引環境改善に向けた取組を推進しているところ。
- 令和4年4月より施行される改正内航海運業法においては、これらを推進するため、オペレーターに対する船員の労働時間に配慮した運航計画作成の義務付けや、荷主に対するオペレーターの法令遵守への配慮義務の創設等が盛り込まれる等、これまで以上に内航海運と荷主との連携が求められている。
- 両者の理解と協力を醸成する対話の場を設定することで、今後の一層の連携を図り、もって我が国の安定的な国内海上貨物輸送を維持することを目的として、内航海運業界と荷主業界双方の経営層（役員クラス）及び行政からなる懇談会を設立する。

第1回概要

日時	令和4年3月29日（火） 16:00～17:00
議題(案)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 船員法、内航海運業法等の改正 ➢ 連携強化ガイドラインの紹介 ➢ 荷主・オペレーターの経営層への協力要請 ➢ 本懇談会の進め方（時期、今後のテーマ）に関する意見交換

参加団体

荷主業界	日本鉄鋼連盟
	石油連盟
	(一社)石油化学工業協会
	(一社)セメント協会
内航海運業界	日本内航海運組合総連合会
	内航大型船輸送海運組合
	全国海運組合連合会
	全国内航タンカー海運組合
	全国内航輸送海運組合
	全日本内航船主海運組合
行政	国土交通省海事局
オブザーバー (経済団体)	日本経済団体連合会
	日本商工会議所

※第2回以降も定期的（年1回）に開催

「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン(仮称)」の作成

- 本ガイドラインは、今般の船員法と内航海運業法の改正により新たに盛り込まれた「船員の働き方改革」や、内航海運における「取引環境改善」と「生産性向上」のための各種制度を実効性のあるものにするため、荷主、オペレーター、オーナーがそれぞれ遵守すべき事項とともに望ましい協力のあり方等をまとめたもの。
- パブリック・コメントを実施した上で、今年度中に公表予定。



内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン(仮称)の主な内容

内航海運業法等の改正	法改正によって内航海運業法と船員法に盛り込まれた「船員の働き方改革」や内航海運の「取引環境改善」、「生産性向上」を図るための新たな制度の概要
望ましい取引のあり方	契約における法令上の遵守事項とともに、 <u>取引相手との対話による丁寧な協議や原価計算に基づく見積書を用いた料金協議等</u> 、望ましい取引の類型
船員の労働環境を守るため、それぞれの関係者が果たす役割	船員の労務管理について、オペレーターとオーナー、荷主とオペレーターとの関係において、それぞれが果たすべき役割
安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組例	安定的な内航輸送を確保するため、荷主、オペレーター、オーナーが連携して協力して解決に取り組むことの重要性とその課題例
安定的な内航輸送の維持のための4つのステップ	<u>内航輸送の現状や課題等を関係者間で共有し、定量的な指標による達成目標を設定して改善に取り組み、その成果を更なる改善につなげるための手順</u>